

平成30年度8月補正予算の事業概要

単位:千円

災害時緊急被災児童生徒就学支援事業費

90, 930

被災した児童生徒のうち、経済的な理由により就学困難になった者に対し、就学支援を行うとともに、市町が実施する就学援助事業に対する補助を行う。

被災児童生徒就学援助事業	
対象者	小中学校及び中等教育学校(前期課程)の児童生徒
対象経費	学用品費等、医療費、学校給食費
負担区分	市町実施事業 国2/3 県1/6 (市町1/6)
	県実施事業 国2/3 県1/3
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	
対象者	特別支援学校の幼児及び児童生徒
対象経費	学用品費等、学校給食費 など
負担区分	国2/3 県1/3

災害時緊急学校教育活動支援員配置事業費

23, 903

被災に伴う臨時休業や夏季休業の前倒しにより児童生徒の学習や進路対策に遅れを生じさせないため、学習サポート等を行う教育活動支援員を配置する。

業務	児童生徒の学習支援、就職等の進路対策支援、 学習支援等のための教材や資料の作成 など
配置人数	小中学校 30人 県立学校 13人
負担区分	国1/3 県2/3

被災生徒通学費補助事業費

6, 055

被災により通学手段の変更を余儀なくされた県立学校に通う生徒に対して、通学費の増額相当額を補助する。

住居の被災に伴い転居した生徒への補助	
期間	転居の日から31年3月31日まで
通学手段を変更した生徒への補助	
期間	2学期始業式から従来どおりの通学が可能となる日まで
補助額	増額した通学費相当額

奨学資金貸付金(被災特例枠)(特別会計)

33, 390

被災により修学が困難になった高校生に対し、無利子で学資金を貸与し、卒業を要件に申請により返還を免除する「被災特例枠」を創設する。

対象者	以下の条件全てに該当する者
	主たる家計支持者が県内に居住していること
	勉学に意欲があり、確実に卒業する見込みがあること
	被災により修学困難となり、その他一定の条件を満たすこと
負担区分	国2/3 県1/3

奨学資金特別会計繰出金

11, 130